

3－3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	114,513	17,177	-	3,989	118,502	17,177
社	債	259,466	38,920	30	4,339,909	4,599,405	38,920
預貯金	銀 行 預 金	16,076,760	2,411,514	108,950	1,290,758	17,476,468	2,411,514
	銀行以外の金融機関の預金	2,743,493	411,524	81,949	711,948	3,537,390	411,524
	勤 務 先 預 金	544,493	81,674	-	-	544,493	81,674
合 同 運 用 信 託 の 収 益 の 分 配		253,140	37,971	541	9,758	263,439	37,971
公 社 債 投 資 信 託 の 収 益 の 分 配 等		831,206	124,681	-	4,732	835,938	124,681
小 計		20,823,071	3,123,461	191,470	6,361,094	27,375,635	3,123,461
定 期 積 金 の 給 付 補 て ん 金 等		259,646	38,947	-	65,394	325,040	38,947
匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益 の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益		2,308	606	2,413	-	4,721	606
割 引 債 の 償 還 差 益		-	-	-	-	-	-
計		21,085,025	3,163,014	193,883	6,426,488	27,705,396	3,163,014

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	千円 9,197,621	千円 1,966,044	千円 2,052,569	千円 3,239,793	千円 248,961	千円 14,489,983	千円 2,215,005
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定受益証券発行信託の収益の分配等	1	－	228,348	142,687	11,106	371,036	11,106
源泉徴収選択口座内配当等	－	－	－	2,678,578	187,518	2,678,578	187,518
計	9,197,622	1,966,044	2,280,917	6,061,058	447,585	17,539,597	2,413,629

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	889,232	62,223

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得		千円	千円	千円	千円	千円	千円
	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	387,972,383	12,801,529	1,090,116,380	32,038,914	1,478,088,763	44,840,443
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	992,382	24,689	6,626,449	114,864	7,618,831	139,553
	計	388,964,765	12,826,218	1,096,742,829	32,153,778	1,485,707,594	44,979,996
退 職 所 得		32,185,273	390,864	24,929,511	707,697	57,114,784	1,098,561
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-

調査対象等： 給与等の支払者から平成25年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	千円 2,357,508	千円 267,791
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	13,047,062	1,305,929
	診療報酬	31,768	2,738
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	5,216,790	271,891
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,077,101	112,059
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	1,338,750	77,689
	契約金・賞金	91,413	9,110
	小 計	23,160,392	2,047,207
法 第 203 条 の 2 該 当 （ 公 的 年 金 等 ）		635,058	11,506
法 第 207 条 該 当 （ 生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金 ）		999,184	5,526
法 第 174 条 該 当 （ 馬 主 に 支 払 わ れ る 競 馬 の 賞 金 等 ）		182	18
計		24,794,816	2,064,257
災 害 減 免 法 に よ り 徴 収 猶 予 し た も の		-	735

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成25年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	千円 289	千円 41
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び 特定受益証券発行信託の収益の分配	874,690	54,664
匿 名 組 合 契 約 に 基 づ く 利 益 の 分 配	53,780	10,756
給 与 ・ 賞 与 等	346,780	67,298
退 職 手 当 等	13,575	2,715
人 的 役 務 の 報 酬	504	83
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	101,089	10,698
著作権の使用料又はその譲渡による対価	120,099	13,615
貸 付 金 の 利 子	26,776	5,358
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	622,586	122,577
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	1,079,490	107,981
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	38,199	7,523
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	3,277,857	403,309

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。